

他行ATMからの不正な預金払戻しの発生
及びお客さまへのお願いについて

このたび紀陽銀行（頭取 片山 博臣）とお取引いただいておりますお客さまの預金について、偽造キャッシュカードに基づくと思われる不正な払戻しの被害が発生いたしました。現時点で判明している事項は下記のとおりです。

お客さまには多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますが、当行としましては全容解明に向け最大限の取り組みを実施いたしております。

記

1. 被害発生の状況について

平成20年6月16日（月）、偽造キャッシュカードに基づくと思われる不正な預金払戻しの被害が発生していることが判明いたしました。不正な払戻しは、6月15日（日）から同月17日（火）までの間に、大阪府下のセブン銀行のATMで行われており、本日までに当行で把握している不正な払戻しの件数及び金額は、41件（19先）で13,918,000円となっております。

2. 被害発生の原因について

本件の被害発生の原因は、現時点では特定されておりませんが、何らかの方法で、お客さまの口座番号等の情報が盗取され、その情報に基づき偽造キャッシュカードが作成されているものと推測されます。現在、本件被害発生に関する原因の究明について鋭意取り組んでおります。

3. 被害発生判明の経緯について

平成20年6月16日（月）午後3時ごろ、当行の営業店に来店されたお客さまより、「身に覚えのない預金の払戻しがなされている」との通報を受けたことにより、判明いたしました。その後、同月17日（火）にかけて、複数のお客さまから、営業店等に対して同様のお申出がございました。

4. 捜査機関への情報提供

平成20年6月17日（火）に和歌山県警察本部に対して、本件被害発生に関する情報を提供しております。

5. 被害拡大の防止策

被害の拡大を防止する観点から、当面の間、セブン銀行のATMでのキャッシュカードによる1日当たりの支払限度額を30万円に引き下げさせていた

だきます。但し、セブン銀行で引出しを行う前に、同日中に他の銀行（当行含む）等で引出しを行っている場合は、その引出額も含めて30万円とさせていただきます。なお、セブン銀行以外のATMでは通常通りお取引いただけます。

お客さまには、大変ご不便、ご迷惑をおかけすることとなりますが、何とぞご了承賜りますようお願いいたします。

6. 被害に対する補償の方針

今回の不正な預金の払戻しの被害に遭われたお客さまにつきましては、当行において、その被害額の全額について補償させていただきます。

【お客さまへのお願い】

キャッシュカードを安全にご利用いただくため、暗証番号をご本人やご家族の生年月日・電話番号等、の類推されやすい番号にされている方は、早急に変更いただきますようお願いいたします。

今回被害に遭われたお客さまのうち多くの方が、生年月日・電話番号等の推測されやすい番号を暗証番号に設定されていました。

【お客さまのお口座に関するお問い合わせ】

フリーダイヤル： 0120-548-210

以上